

**令和6年度 福岡地方最低賃金審議会  
第2回福岡県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会**

**資料目次**

- 資料 1 令和6年度特定最低賃金改正決定申出状況（自動車（新車）小売業）
  
- 資料 2 特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書（自動車（新車）小売業：労働者代表意見）
  
- 資料 3 特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書（自動車（新車）小売業：使用者代表意見）



## 令和6年度 特定最低賃金改正決定申出状況

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出 ケース		適用 労働者数 (A)	合意者 又は 協約適用 労働者数 (B)	合意者 又は 協約適用 労働者割合 (B)／(A)	協定 最低賃金額 (C)	現在の 特定最賃額 (D)	差額 (C-D)	差額率 (C)／(D)
			労働 協約	公正 競争							
令和6年6月17日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼 圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連 合会 福岡県本部 委員長 増田 隆男	○		6,290 人	3,165 人	50.3%	1,326 円	1,053 円	273 円	125.9%
令和6年6月27日	福岡県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報開 連産業労働組合連合会 福岡地方協議会 議長 久保 隆志	○		17,770 人	9,990 人	56.2%	1,117 円	1,019 円	98 円	109.6%
令和6年6月26日	福岡県輸送用機械器具製 造業	自動車総連福岡地方協議 会 議長 中野 敬介	○		26,860 人	14,823 人	55.2%	1,117 円	1,029 円	88 円	108.6%
令和6年6月26日	福岡県百貨店、総合スー パー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		13,200 人	8,359 人	63.3%	1,005円	945円	60円	106.3%
令和6年7月1日	福岡県自動車(新車)小売 業	自動車総連福岡地方協議 会 販売部門連絡会 委員長 吉武 和也	○		9,780 人	6,570 人	67.2%	1,070 円	1,028 円	42 円	104.1%

※「合意者又は協約適用労働者割合」については、小数点第2位を四捨五入



## 令和6年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】自動車(新車)小売業

令和6年度申出事業場

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数 令和6年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和6年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和5年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和4年度
使用者(事業場)	労働組合					
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年6月14日	1,103 名	¥1,197	¥1,098	¥1,011
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年6月1日	894 名	¥1,173	¥1,093	¥1,052
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年6月7日	690 名	¥1,244	¥1,147	¥1,074
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年4月8日	1,036 名	¥1,090	¥1,055	¥1,036
〇〇株式会社	〇〇労働組合 〇〇支部	令和6年5月24日	811 名	¥1,233	¥1,129	¥1,017
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年4月10日	659 名	¥1,092	¥1,035	¥1,004
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和6年5月10日	594 名	¥1,070	¥1,039	¥1,021
〇〇株式会社	〇〇労働組合 〇〇支部	令和6年6月21日	294 名	¥1,124	¥1,108	¥1,092
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年4月11日	489 名	¥1,193	¥1,160	¥1,042
			6,570 名	<b>最低： ¥1,070</b>	最低： ¥1,035	最低： ¥1,004



2024年6月30日

福岡労働局  
局長 小野寺徳子 殿

自動車総連福岡地方協議会  
販売部門連絡会  
委員長 吉武 和也

## 申請書

最低賃金法第15条の1の規定により、福岡県自動車（新車）小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
福岡県に於いて自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者 9,780名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名  
福岡県自動車（新車）小売業最低賃金
3. 申し出の内容  
上記2の基幹的労働者に代表される最低賃金の改正の決定を求めるものである。  
最低賃金額について最低賃金法15条の2に基づいて最低賃金審議会の決定とする。
4. 申し出の理由  
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。  
賃金の最低額に関する労働協約の適用者数 6,570名 (67.2%)  
福岡県に於ける自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者数 9,780人  
(最も低い) 労働協約の金額 = 8,207円/日、1,070円/時間  
現在適用されている法定最低賃金 = 1,028円/時間
5. 添付書類
  - ①労働協約の写し
  - ②申請代表者に対する委任状
  - ③最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳



以上





## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 自動車(新車)小売業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

- 1) 自動車産業は、わが国の就業人口のおよそ1割を占める基幹産業の役割を担っており、そこに働く労働者の雇用と生活の安定をはかることは、当該産業労使の重要な役割であると認識している。特定(産業別)最低賃金は、基幹的労働者を対象とし、同じ産業で働く労働者の賃金の底上げ・格差是正を図り、産業内の公正競争を確保することで、産業全体の健全かつ持続的な成長を促すこととなるため、自動車産業においても最低賃金を適正水準へ改善することが求められる。
- 2) 自動車産業は福岡県県内における主要産業に成長しており、地方経済における重要な役割を担っている。それに伴い優秀な人材確保が求められているが、この産業は大手から中小企業まで裾野が広い産業構造になっているため、他産業に比べ賃金格差が大きい実態にあることも事実であり、産業に働くすべての労働者の生活安定と格差拡大防止の観点から、特定(産業別)最低賃金の設定と適正水準へ改善の役割が不可欠となっている。この取り組みは、昨今求められている非正規労働者の更なる底上げに大きく寄与している。
- 3) 自動車総連の2024年総合生活改善の取り組みにおける賃金改善分の獲得状況を見ると、自らが目指すべき賃金水準や足下の物価上昇による実質賃金の低下から労働の価値を守るため、全体の92.9%にあたる953単組で賃金改善分を獲得

し、全体の賃金改善分平均獲得額は7,700円となった。この獲得額は昨年と比較して約1.5倍となっており、力強い回答を引き出している。その結果、全体の約8割の単組において企業内最低賃金協定を締結し、平均締結額は前年を上回る178,010円(前年比+7,330円)となった。これを時給に換算すると1,113円に相当する。

- 4) 福岡県下の自動車総連加盟組合は、企業内のミニマム基準となる「企業内最低賃金」の協定締結と金額改定に取り組んでいる。本年7月1日、福岡労働局長宛に提出した申出書に、各企業における協定額資料を添付したが、そのうち最低時間額は1,070円となっており、令和5年度の自動車(新車)小売業における最低時間額1,028円との格差是正が求められている。
- 5) 生産年齢人口の減少は続く中、各産別でも人材獲得競争が激化している。特に自動車整備士を志す若者の減少はこれから更に加速していくと予測されており、人材確保のための対策は喫緊の課題である。昨年に引き続き、自動車小売業で働く労働者の労働条件の向上を図り、自動車小売業にふさわしい水準で特定(産業別)最低賃金を設定していくことが重要である。とりわけ、地域別最低賃金が毎年引き上げられていることから、特定(産業別)最低賃金についても、地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持・拡大すべく、自動車(新車)小売業の最低賃金を確実に引き上げる必要がある。

以上の理由により、福岡県自動車(新車)小売業の特定最低賃金改正の必要性を強く求めます。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 自動車小売 業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

【背景】

- ・現在、自動車業界を取り巻く環境は大変厳しい状況である。  
「型式認証不正」問題をはじめ、コンプライアンスに関わる問題が続出し、業界全体の信用に影響を及ぼしている。
- ・そのような環境下において、2023年度の国内新車販売台数は前年比103.3%、除軽市場も107.8%と復調の気配があり、福岡県も全国同様の結果となった。
- ・しかしながら、コロナ禍以前(2019年度)と比較すると、国内新車販売89.9%(福岡94.2%)除軽市場91.3%(福岡95.1%)と厳しい状況は依然続いている。
- ・さらに、近年の少子化問題や若者の車離れなど、国内の総販売台数は減少していく事は明白であり、今後業界内での統廃合が加速していくと考えられている。

【理由】

- ・昨今の物価上昇や2024年度の高水準のベースアップを考慮すると、最低賃金の引き上げは一定水準必要と理解できる。
- ・また、優秀な人材確保の観点からも、他業界との競争も激化しており、人材流出防止を含め、引き上げはやむ無しと考える
- ・ただし、今後の業界全体の経営を考えると、そのレベルについては大いに議論が必要である

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。